平成２４年（フ）第１３２号
広島県福山市御門町１丁目10番10―503号、旧住所広島県福山市松浜町１丁目13番35号フィレンツェ１番館201
債務者　福永　　保
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１５０号
青森市勝田１丁目18番３号、申立時の住所神奈川県川崎市多摩区菅２―３―２　サービエマンション302号室
債務者　長谷川嘉栄
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
青森市桜川８丁目17番６号　ハイツグレース２号
債務者　柏木　　恵
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
長崎県島原市新山２丁目6669番地
債務者　本多　重文
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第８７２号
名古屋市中村区中村中町１丁目６番地　メゾン静203号
債務者　岸本　　天
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８号
沖縄県糸満市字糸満1498番地の４　カーサプラシード101
債務者　外間　優太
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２４０号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3184番地の２あちりフレックス303
債務者　親川　由佳
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２０１号
埼玉県越谷市花田７丁目５番地１　ハーモニーハイツ102
債務者　江口　秀美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
埼玉県三郷市高州２丁目30番地７　後藤アパートＣ
債務者　飯島　律子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
埼玉県秩父市上町２丁目11番18号
債務者　若林　敏彦
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
埼玉県秩父市別所273番地
債務者　岡部　秀夫
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
静岡県熱海市相の原町44番11号　相の原市営住宅11棟303号
債務者　田島　昌和
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
静岡県伊豆の国市天野23番地の５　メープルハイツ杉本Ⅱ102号、前住所静岡県伊豆の国市御門367番地の６　雇用促進住宅２―102号
債務者　糸数眞理子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
静岡県御前崎市池新田2512番地の９
債務者　藤本　邦江
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１０６５号
札幌市白石区本郷通２丁目南３番15号　ファミール高田101号
債務者　田村千代子（旧姓糸岡）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６７号
札幌市東区北38条東16丁目２番７―203号
債務者　佐々木弘美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２号
北海道登別市柏木町１丁目23番地１　柏木団地７号棟736号室、前住所北海道登別市常盤町１丁目15番地３　トキワハイツ２Ｆ左
債務者　寺崎　頼子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係